

平成23年分 税の申告が 始まります!

2月16日(木)
～3月15日(木)



所得税の確定申告、市民税・県民税の申告は
自分で書いてお早めに!

平成23年分の所得税の確定申告と市民税・県民税の申告が始まります。申告期間中の各会場の受付曜日は次表のとおりです。ご都合の良い日、会場をご利用ください。

▼受付時間
・8時30分～12時
・13時～17時

★安曇川地域の会場が、今回から安曇川公民館に変更となりますので、ご注意ください。

会場	曜日	月	火	水	木	金
今津税務署		●	●	●	●	●
市役所税務課		●	●	●	●	●
マキノ支所			●		●	
今津支所		●		●		●
朽木支所			●		●	
安曇川公民館		●		●		●
高島支所			●		●	

※●印が受付日です。
※今津税務署では、市民税・県民税申告書の受付はできません。

市民税・県民税の申告が必要な方

☎ 市役所税務課
(22)8116

平成24年1月1日現在、高島市に居住している方。ただし、次の方を除きます。

- ① 所得税の確定申告書を提出した方
- ② 前年中の所得が給与所得だけで、年末調整を済ませている方
(勤務先から給与支払報告書の提出があった方に限ります。)

※平成23年分の所得申告からは、公的年金の収入額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、その年分の所得税の確定申告は必要ありません。しかし、市民税・県民税の申告は必要です。

※所得が全くない方でも、国民健康保険や後期高齢者医療保険などに加入されている方は申告が必要です。

★申告が必要な方は、申告をされていないと所得証明書は発行できません。

申告に必要なもの

- 申告書用紙 (昨年申告された方)
- 印鑑
- 給与所得者は、
「給与所得の源泉徴収票」
- 公的年金の受給者は、
「公的年金等の源泉徴収票」
- 生命保険料や地震保険料などの支払金額の証明書
- 国民年金保険料および国民年金基金の支払金額の証明書 (控除証明書)
- 国民健康保険税 (料) および後期高齢者医療保険料や介護保険料の納付金額の確認できる資料
- 医療費控除を受けようとする方は、平成23年中に支払った医療費の領収書
あらかじめ集計し、支払先が多い場合は「医療費の明細書」を作成してください
- 事業所得者等は収支内訳書
営業や農業による収入がある方はあらかじめ自分で収支内訳書を作成したうえで申告にお越しください。
- 所得税の還付申告をされる方は、預金通帳口座番号 (申告者名義のもの)
- その他 (申告の内容により必要な書類があります。)

所得税の確定申告が必要な方

☎ 今津税務署 (22)22061

○ 事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を買った方などで、平成23年中の所得の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方

- 給与所得者で、次の①から③までのいずれかに当てはまる方
- ① 給与収入金額が2千万円を超える方
- ② 給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える方
- ③ 2か所以上から給与を受けている方

- 公的年金受給者で、次の①か②のいずれかに当てはまる方
- ① 公的年金の収入金額が400万円を超える方
- ② 公的年金以外の所得金額が20万円を超える方

○ 医療費控除など所得控除の追加により、所得税の還付を受けられる方

譲渡所得の確定申告

土地・建物や株式等の資産を売却したときに、譲渡益が生じている場合には、譲渡所得として所得税の課税対象となります。
また、平成21・22年分の確定申告で「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例」の適用を受けるための手続きをされている方は、平成23年中に株式等の譲渡がなかった場合でも、平成23年分の確定申告書の提出が必要です。

※給与所得者の還付申告等の簡易な所得税の確定申告は、市役所でも受け付けできます。ただし、次に該当する方は税務署で申告をしてください。
・ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除を受ける方
・ 土地や株などの譲渡所得がある方
・ 初めて事業所得の申告をされる方
・ 青色申告をされる方
・ その他、損失の繰越控除など複雑な申告をされる方

農業収支の事前相談会

平成23年分農業所得の収支内訳書を作成していただくための相談会を次の日程で開催します。ぜひご利用ください。

開催日	会場	受付時間
2月6日 (月)	高島支所	9時～11時30分 13時～15時30分
2月7日 (火)	マキノ支所	9時～11時30分
	朽木支所	
2月8日 (水)	今津支所	
2月9日 (木)	安曇川公民館	9時～11時30分 13時～15時30分
2月10日 (金)	高島市役所	9時～11時30分

扶養控除額が変わります

住民税の扶養控除額が平成24年度から次のとおり変更となります。(詳しくは広報12月号 (No.143) をご覧ください。)

- 年少扶養親族に関する扶養控除の廃止
- 特定扶養親族のうち、16歳以上19歳未満の方に関する扶養控除の上乗せ分が廃止され、扶養控除額が33万円に変更

★申告書を提出するときは、該当欄に年少扶養親族を忘れず記載にしてください。(住民税非課税限度額の算定に必要です。)

インターネットをご利用の方は

確定申告書等の作成には、国税庁ホームページ「<http://www.nta.go.jp>」の「確定申告書作成コーナー」や、確定申告書等をインターネットで提出できるe-Tax (事前の届出が必要) をご利用ください。

確定申告に必要です!

平成23年中、高島市に国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を、普通徴収で納められた方に、納付額を記載した「確定申告用納付確認書 (介護保険料は「介護保険料納付証明書」) を1月中旬に送付しています。